アルコールチェックが義務化されました

改正道路交通法施行規則 が 順次施行され、安全運転管理者の業務が拡充

社用車を運転する際、
緑ナンバー車に加え

白ナンバー車も

酒気帯び確認が義務化
されました

2022年4月1日～

運転前後の酒気帯びの確認と
1年間の記録と保存

記録

2023年12月1日～

運転前後のアルコール検知器を使用して
酒気帯びの確認と1年間の記録と保存

正常に動作し故障がない状態の
アルコール検知器を、常に保持しておく

記録

アルコール
検知器

参考情報

道路交通法施行規則（施行日：令和5年12月1日）

第二章の四 安全運転管理者等

（安全運転管理者の業務）
第九条の十

六号　運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。

七号　前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

参考情報

なぜ法改正？

下校中の小学生の列に
トラックが突っ込み、
児童2人が死亡、3人が負傷

・運転手の男（当時60歳）の呼気からは基準値を超えるアルコールが検出。

・帰る途中に酒を飲んだ、と供述

・酒の影響により居眠り状態だったとされる

・事故を起こした車両は自家用車両(白ナンバー)だった

・懲役14年の実刑判決（求刑懲役15年）

千葉県八街市飲酒運転のトラックによる交通事故

2021年(令和3年)
6月28日

事故現場にて黙禱する菅義偉首相(当時)

対象となる事業所は驚くほど広範囲

下記のいずれかに該当する事業所は、「安全運転管理者」の選任が必要

1台以上

乗車定員 **11人以上** の自動車

5台以上

乗車定員 **10人以下** の自動車

※20台以上の自動車を使用する事業所は、副安全運転管理者も併せて選任する必要がある。
（20～39台の場合は1名。40台以上の場合、20台ごとに1人追加）

※大型自動二輪車と普通自動二輪車は、1台を0.5台とカウントして上記要件に当てはめる

参考情報

警察庁 啓発リーフレット

参考情報

安全運転管理者とは

資格要件

- **20歳以上であること**
  - 副安全運転管理者を設置する場合は、30歳以上であること
- **自動車の運転管理に関する2年以上の実務経験があること**
  - 又は公安委員会によって同等以上の能力が認定されたこと
- **公安委員会によって、過去2年以内に安全運転管理者または副安全運転管理者を解任されていないこと**
- **過去2年以内に、以下の違反行為をしていないこと**

・ひき逃げ
・酒酔い運転
・酒気帯び運転
・無免許運転
・麻薬等運転
・酒酔い運転又は酒気帯び運転に関して、車両又は酒類を提供する行為
・酒酔い運転又は酒気帯び運転車両へ同乗する行為
・自動車使用制限命令違反
・妨害運転（あおり運転）

施行までの短期間で整備しなければいけない

対象となる事業所がすべきこと

01

安全運転管理者の選定

02

アルコール検知器の準備

03

アルコールチェックの「記録の作成」「保管体制の整備」

注意点①

チェックは2回

アルコールチェックの「記録の作成」と「保管体制の整備」

【運転業務 開始前】

【運転業務 終了後】

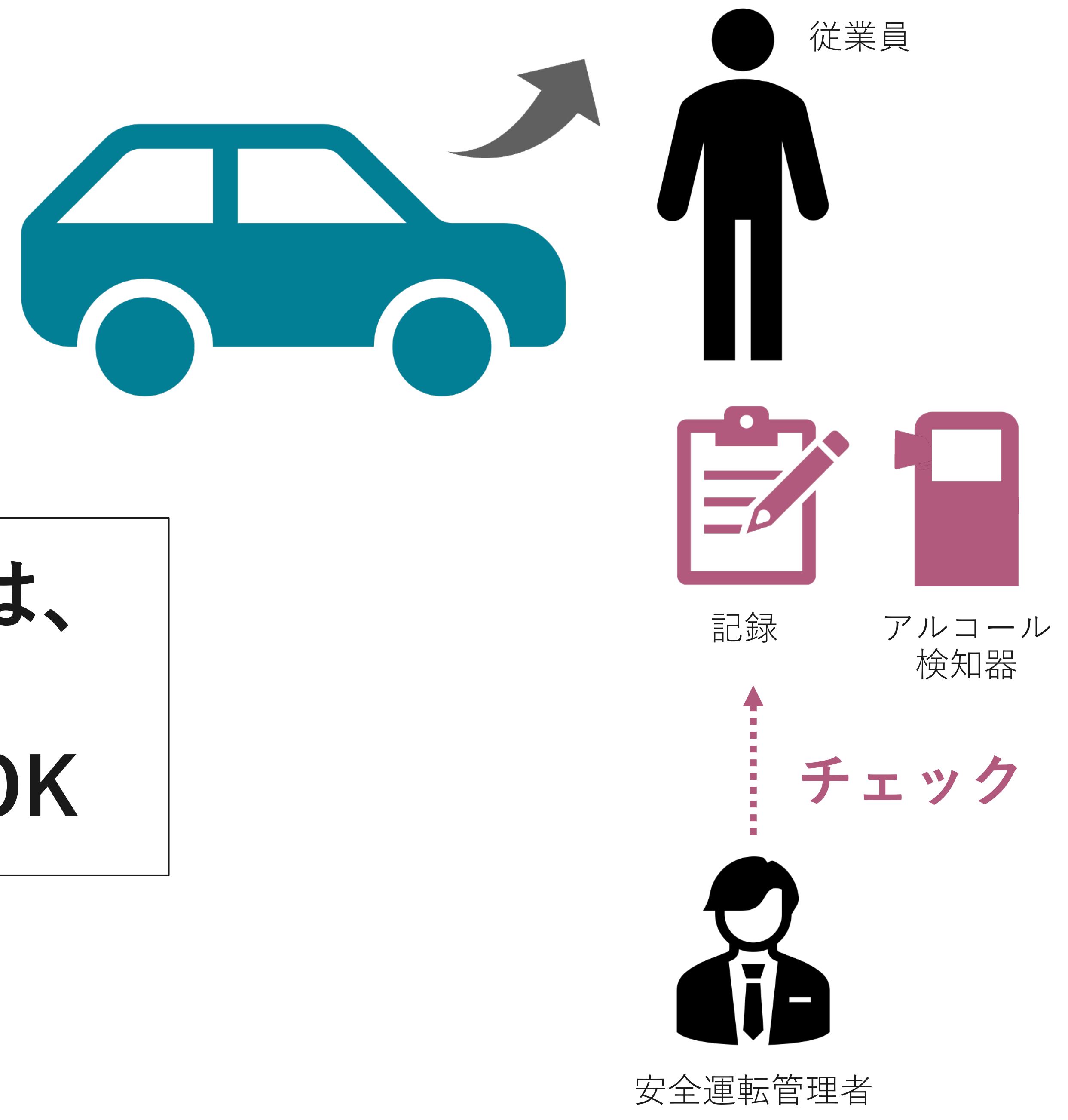

運転業務が断続的に発生する場合には、
運転を含む業務の開始前や**出勤時**、
および終了後や**退勤時**に行うことでOK

注意点②

直行/直帰の場合は対面に準ずる方法で

アルコールチェックの「記録の作成」と「保管体制の整備」

たとえば

CASE01

カメラ　**モニター**

運転者の顔色・応答の声の調子などを確認する。
さらに、運転者が自ら行った
アルコール検知器による測定の結果を確認する

CASE02

携帯電話　**業務無線**

運転者と直接対話できる方法によって、
安全運転管理者が運転者の応答の声の調子
などを確認する。さらに、運転者が自ら行った
アルコール検知器による測定の結果を報告させる

など…

注意点③

安全管理者が不在の場合は他担当でもOK

アルコールチェックの「記録の作成」と「保管体制の整備」

他担当が
実施してもOK

あらかじめ補助者を指定して
おくのが望ましい

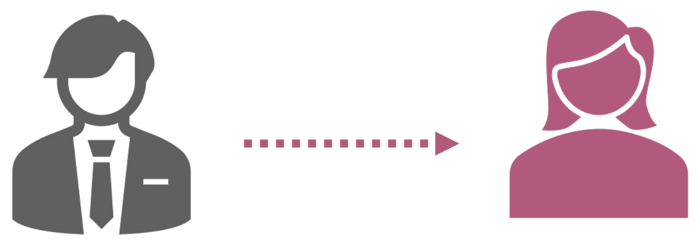

安全運転管理者　　補助者

同じ手順
同じ精度

安全管理者が行う場合と
同じ手順・精度で実施する必要あり

記録　　アルコール
検知器

参考情報

記録に残す必要のある事項

アルコールチェックの「記録の作成」と「保管体制の整備」

- 確認者名
- 運転者
- 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号など
- 確認の日時
- 確認の方法
  - ・アルコール検知器の使用の有無
  - ・対面による確認でない場合は、具体的な確認方法
- 酒気帯びの有無
- 指示事項
- その他必要な事項